

入札監理小委員会における審議結果報告

「東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運營業務（国税庁事務管理センター）」の実施要項の変更

東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運營業務（国税庁事務管理センター）について、当該民間競争入札実施要項の変更（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業概要について

（1）事業の概要

○ 事業概要【資料A-1】

東京国税局が管理する東京国税局管内に所在税務署が入居する単独庁舎 79 施設及び合同庁舎 7 施設、国税庁事務管理センター等の施設管理・運營業務のうち、国税庁事務管理センターの施設管理・運營業務

具体的には、建築設備管理業務（エレベーター設備保守点検、空調設備等保守点検、消防設備保守点検、給排水設備保守点検、監視カメラ設備保守点検など）、清掃業務、庁舎警備業務、植栽管理業務など

○ 実施施設【資料A-1】

国税庁事務管理センター（埼玉県朝霞市）

本館：地上 7 階地下 1 階

新館：地上 4 階

会議室（ミーティング）棟

エネルギーセンター

○ 事業期間等【資料 1-2 の要項 8/40 頁】

令和 2 年 9 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年 7 月間

（2）選定の経緯等

国の行政機関が所有する一般庁舎（単独庁舎、総合庁舎、合同庁舎等）の施設管理・運營業務については、警備、施設管理、清掃等の業務ごとに民間委託等が実施されていることから一連の業務及び国の行政機関自らが実施している施設の管理・運営の総括業務を、包括化のうえ、複数年契約を前提とした官民競争入札等の対象とできないか検討し、その結果平成 22 年度に選定された。

2. これまでの経緯

○ 本事業は、平成 22 年度の基本方針において選定され、平成 23～25 年度の 3 年間（第 1 期）で市場化テストを実施し、事業評価において良好の評価を受け新プロセスに移行することとなった。

○ 平成 26～30 年度の 5 年間（第 2 期）を新プロセスとし実施した。

○ 令和元～5 年度の 5 年間（第 3 期）を新プロセスとして実施するための手続きを進めたところ、5 区分のうち国税庁事務管理センターの 1 区分が不調となった。この 1 区分について、4 月 1 日から間断なく業務を実施する必要があることから、平成 31 年 3 月 13 日に官民競争入札等監理委員会事務局と相談し、令和元年度に限り実施府省の責任において警備、施設管理・運営、清掃等に 3 分割し、一般競争入札を実施した。

○ 平成 31 年 4 月 23 日開催の第 534 回入札監理小委員会において、上記について実施府省から報告し、今後については検討のうえ改めて報告することとされた。

- 検討した結果、国税庁事務管理センター以外の4区分が令和元年度から令和5年度まで5年間で実施しているため、国税庁事務管理センターについて、1年度遅れで令和2年度から令和5年度までの実施期間を4年間として実施することとし、令和元年9月24日開催の第558回入札監理小委員会、同年11月26日開催（書面審議）の第240回官民競争入札等監理委員会において実施要項の審議を行い議了された。
- 総合評価落札方式による民間競争入札の調達手続を進めていたところ、財務大臣より総合評価落札方式の協議不可の回答があり調達手続を中止した。しかし、4月1日から間断なく実施する必要があることから、令和元年3月17日に官民競争入札等監理委員会事務局と相談し、実施要項の変更とその調達に必要な期間に限り実施府省の責任において、一般競争入札を実施することとした。

3. 実施要項の変更と変更理由について（主なもの）

- ① 落札方法の決定について【資料1-2の要項10/40頁】

（変更前）総合評価落札方式



（変更後）最低価格落札方式

（変更理由）落札者を決定する方法について、総合評価落札方式としていたが、財務大臣協議が整わなかったため

- ② 実施期間について【資料1-2の要項8/40頁】

（変更前）令和2年4月1日～令和6年3月31日（4年間）



（変更後）令和2年9月1日～令和6年3月31日（3年7月間）

（変更理由）政府調達の手続き（意見招請や入札公告の期間確保など）等に5月程度を要するため

4. 実施要項の変更（案）の審議結果について

本事業の実施要項の変更（案）については、特段の意見はなかった。

5. パブリック・コメントの対応について

令和2年4月1日から22日まで実施された意見招請において、意見等は寄せられなかった。

以上